

新（案）	旧（現行）
<p>（下請負人の通知）</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p> <p><b>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）</b></p> <p><b>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。</b></p> <p><b>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</b></p> <p><b>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</b></p> <p><b>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</b></p> <p><b>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することができる書類を発注者に提出した場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。</b></p>	<p>（下請負人の通知）</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>
<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第35条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<b>年2.7パーセント</b>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p>	<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第35条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<b>年2.8パーセント</b>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p>
<p>（履行遅滞の場合における違約金等）</p> <p>第43条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<b>年2.7パーセント</b>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>（履行遅滞の場合における違約金等）</p> <p>第43条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<b>年2.8パーセント</b>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
<p>（発注者の解除権）</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>
<p><b>（契約が解除された場合等の違約金）</b></p> <p><b>第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合</b>においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p><b>一 前条の規定によりこの契約が解除された場合</b></p> <p><b>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</b></p> <p><b>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</b></p> <p><b>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</b></p> <p><b>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</b></p> <p><b>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</b></p> <p>3 <b>第1項</b>の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>（談合その他不正行為に係る解除）</p> <p>第44条の<b>3</b> 略</p> <p>（暴力団等排除に係る解除）</p> <p>第44条の<b>4</b> 略</p>	<p><b>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合</b>においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 <b>前項</b>の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>（談合その他不正行為に係る解除）</p> <p>第44条の<b>2</b> 略</p> <p>（暴力団等排除に係る解除）</p> <p>第44条の<b>3</b> 略</p>